2019 年度福祉医療機構社会福祉振興助成

手帳を持たない触法・ホームレス障がい者等の社会参加支援事業

〔A、事業の概要〕

1、事業の趣旨

刑務所や拘置所・留置所等矯正施設の出所後や入所歴を有していたり、住居喪失・ホームレス状態等にありながらも、知的・発達・精神などの障がい認定のボーダーや手帳を有していないために障がい福祉制度を利用できない障がい者が、制度につながり安定した地域生活と就労等を得て社会に再参加することで、地域共生社会づくりを進めることを目的に、上記の対象者等に対して、障がい福祉サービスの利用につながるまでの間、居住・日常生活等への支援と合わせて、就労移行支援・就労継続支援 B 型事業に準ずる日中活動で支援をおこなう。

2、事業の内容

〔実施場所〕 大阪市北区天神橋 7-13-14 旧天神橋温泉・旧女湯側脱衣所
（旧男湯側の旧浴室・旧脱衣所が、就労支援センター・ホープ・エッグ（就労移行支援・就労継続支援 B 型））

① 内職作業・屋外清掃作業等の提供と工賃の支払い。
実施日時: 年末年始・盆休み及び祝日を除く月～土曜の午前 9 時 15 分～午後 3 時 15 分（昼休憩 12 時～午後 1 時を除く）のうち、各人の状態に応じて、参加曜日・参加時間を決める。

② 個別支援計画の作成とケース会議等の実施。

③ 必要な人には、判定・検査および受診の同行、生活保護・手帳・受給者証等の申請、住まい探し、金銭管理・服薬管理等生活上の支援の実施。

④ 社会資源調整コーディネーター1 名（非常勤）、仮利用担当支援員 1 名（常勤）の配置による支援の実施。

⑤ 大阪市北区で更生保護施設を運営する更生保護法人和衷会、大阪府地域生活定着支援センターの受託団体である一般社団法人よりそいネットおおさか、大阪市西成区で生活困窮者等の生活支援と訪問看護事業を行っている一般社団法人困窮者総合相談支援室 Hippo.など、触法やホームレス状態の障がい者等の支援を行っている団体等と連携した支援。

2、事業の結果(参加者数・状況は 2020 年 2 月 29 日まで、参加期間は同年 3 月 31 日までの見通し)

事業利用依頼があった 12 名のうち 10 名が、最大 323 日、平均 101 日(いずれも利用開始日から利用終了日までの期間)参加し、参加者 10 名のうち 9 名が障がい者関係の手帳取得や事業所利用、就職等の資源につながることができた。

・参加者の性別: 男性 9 名、女性 1 名。
・年齢: 20 代 2 名、30 代 2 名、40 代 4 名、50 代 1 名、60 代 1 名。

・参加者の状況と結果:
① 心裡検査等受診前から参加→検査受診→精神保健福祉手帳を申請 2 名。
② 手帳申請後取得前から参加→精神保健福祉手帳取得 1 名、療育手帳取得 1 名。
③ 手帳や診断はあるが受給者証がない状態から参加(精神保健福祉手帳 2 名、発達障がい診断 1 名)
→受給者証申請・取得 2 名、申請・取得する前に参加中断 1 名。
④ 手帳申請等せず、障がい者雇用以外の一般就労で就労 2 名
⑤ 参加後施設に入所 1 名。

・参加開始時からの居住状況の変化。
① 更生保護施設 2 名 → 支援ハウス入居後居宅設置 1 名、生活保護施設入所 1 名。
② 大阪希望館の支援ハウス 3 名 → 居宅設置 3 名。
③ 居宅 5 名 → そのまま居宅 5 名。

・参加の依頼元（非参加者を含む）

① 更生保護施設から 2名。

② 地域生活定着支援センターから 2名（ただし参加せず）。

③ 生活保護ケースワーカーから 2名。

④ 本人から 3名。

⑤ 当法人の判断（支援ハウス入居者） 3名。

・ケースの区別（重複あり・参加者のみ）

① 触法ケース 4名。

② ホームレス（住居喪失）ケース 5名

③ ①②に該当しないケース 4名

・工賃支払い実績　2020年2月までの総額310,220円 平均9,124円/月（最高者26,431円/月、最少者1,668円/月）
（工賃は、内職や清掃等の売り上げから、各人の出来高に応じて支払った。）

・参加終了時の状況（参加者のうち障がい福祉制度を利用する7名）

① 2月末時点の参加者 2名(精神保健福祉手帳申請中1名、療育手帳申請中1名）

② 転居先の自治体で精神保健福祉手帳を申請 1名。

③ 就労支援センター・ホープ・エッグを利用 2名。

④ ホープ・エッグ以外の事業所を利用 1名。

⑤ 生活リズムが整わず参加を中断 1名。

なお、ケース事例は矯正施設入所歴・ホームレス歴など微妙な経過が各人にあるため、割愛させていただきたい。

また、実施場所は就労支援センター・ホープ・エッグと同じ建物(旧天神橋温泉＝廃業した銭湯)内の別室で、朝礼・終礼・屋外作業はホープ・エッグ利用者と合同でおこなったので、実施場所や作業風景の雰囲気は、本報告書冊子末尾のホープ・エッグの紹介写真を参考にイメージしてください。

〔B、成果と課題〕

【成果 1】障がい福祉制度に対して「手帳を持たない障がい者や障がいボーダー層をどういう枠組で支援すればいいのか」を正面から問いかける試みをおこなった。

2019 年度に実施した「手帳を持たない触法・ホームレス障がい者等の社会参加支援事業」は、大阪希望館が行ってきた「制度のはざまや制度の外側に置かれた人たち」に対する（制度利用の促進をふくめた）支援の過程で必要とされ実施してきたことを、一つの支援事業として成り立たせようとした試みだ。

障がい者手帳や受給者証を持っていない人たち、障がい認定を受けられるかわからないボーダー層の人たちを受け入れて、制度利用者と同じように支援することは、本法人に限ったことではなく、全国各地で多くの障がい者支援事業所が行ってきたものだろう。また、ホームレス状態から抜け出せた後の生活を守っていくために、手帳等の取得を支援する活動も、ホームレスや生活困窮者等を支援する多くの団体が、すでに行ってきた取り組みだろう。

その意味では、なんら目新しい取り組みではない。だが、当法人を含めてそれらの取り組みの多くは、「制度の周囲に、制度の利用ができない状態の人を “こっそり”包摂する」取り組みだと言える。あるいは、就労準備支援事業や認定就労訓練事業のように、生活困窮者支援という別の制度の中で「手帳を持たない障がい者」や「障がいボーダー層」の人たちも支援する方策である。一方、本事業は障がい福祉という制度に対して「手帳を持たない障がい者や障がいボーダー層をどういう枠組で支援すればいいのか」を正面から問いかける試みだという点では、目新しいのではないか。

【成果 2】障がい判定・手帳申請への抵抗感をやわらげた。

「心裡検査等受診前から参加→検査受診→精神保健福祉手帳を申請」の 2 名では、本事業が障がい判定・手帳申請への抵抗感をやわらげる効果を生み出したと考えている。

心裡検査等受診前から参加した 2 名も、当然当初自分に手帳を持てる障がいがあるとは思っていなかった。今でも、いわゆる「障がい受容」という点で言えば、受容していないと思える。

当初支援を始めるにあたって、「生活リズムを崩さないために、週 5 日この事業に通って作業する」ことを条件にした。一人は「(工賃が)小遣いになる」というのが主たる動機であり、もう一人は「この作業なら自分でもできる(以前に大阪府内自治体からの依頼で、大阪希望館の支援ハウスに入ったときに同じ作業をしたことがあった)。」が動機だった。

2 人にはさらに「どんなことが得意でどんなことが不得意かを知ることで、どんな仕事が向いているか探すために、職業適性検査か心裡検査を受けてみる」ことを提案した。当初一人は明確に「職業適性検査なら受ける(障がいかどうか判定される)心裡検査は受けたくない」と言っていた。しかし実際に作業に入り障がい認定を受けている人と一緒に作業する中で、自分よりもスピードが速い、正確に作業するなどの人を見て、自分との違いがさほど感じられなくなっていったことで、心裡検査を受けてみることに同意するようになった。また障がい認定を受けてホープ・エッグに参加している人との人的な交流もできたことで、障がいや障碍者に対する感じ他の障壁が薄らいだことも影響していると考えている。

もう一人は、以前に生活保護を受けたときにケースワーカーからの就労圧力を強く感じ、それがしんどくて部屋を飛び出して、保護廃止になった経験がある。そのため、「(障がいがあるとは思わないが)心裡検査を受ける、作業所で作業することをしていれば、強い就労圧力を受けなくてすむ(ゆっくりと進める)」という感覚が強かった。

いずれの動機にしても、2 人とも心裡検査の結果は「ギリギリ知的障がいには該当しないが、発達障がいで手帳を申請できる水準にある」との判定だった。結果の説明を受けて、「通常の就職ルートで就職できるならそれをめざすが、手帳を持つと障がい者雇用という会社が配慮してくれやすい働き方も選べるようになり、選択肢を広げることができるから、とれるなら精神保健福祉手帳を申請してみよう」との提案にも、さほどの拒否感なく受け入れてもらえるようになった。

【成果 3】制度利用までのタイムラグによる心身状態の悪化を防ぐことができた。

「手帳申請後取得前から参加→精神保健福祉手帳取得」の人は、制度利用が可能になるまでの 5 か月間に、心や体の状態を悪くしてしまうことを避けることができた。

手帳を申請するよりも前から相談を受けていたが、週に数日朝の短時間、清掃パートで働くことができていたため、参加には至っていなかった。単身で生活保護を受けている男性で、日中飲酒による体調不良や物忘れの問題があった。仕事が終わった後の時間することがないため酒をずっと飲んでいる状態が続いていたため、依頼者は日中の空き時間をできるだけ減らすことを望んでいた。しかい、最低賃金はもらえる仕事と作業所の工賃では差が大きすぎ、参加するモチベーションにはつながらなかった。その後、夏に急病で倒れて清掃仕事に復帰できなくなってから、ようやく「日中が暇なので、少しでもお金が入るように」と参加を承諾した。実際に入って作業をしてみると「それなりに面白い」と感じ、毎日来るようになった。日中の居場所ができ時間もつぶれることで、休みの日以外日中の飲酒はなくなり、体調も回復していった。

他の参加者においても、次のステップに行くために生活リズムを整える成果はあった。

① 特定の障がい専門の事業所に行くことが予定されていたが、受給者証ができてそこを利用できるまで、生活リズムを崩さないようにできた。

② 仕事がなかなか見つからなかったが、求職活動日以外毎日作業に入ることで、気分転換と生活リズム・仕事へのモチベーションを維持することができ、仕事を見つけて働けるようになった。(障がい認定を受けなかったケース数例)

とりわけ、矯正施設の退所者やホームレス状態にあった人にとっては、障がい認定を受けて手帳を持てるようになり、認定調査を受けて受給者証を持てるようになるまでの数か月(長ければ 1 年近く)という時間は、とてつもなく長い。支えてくれる人がなく孤立しているからだ。正式に障がい福祉制度を利用できるようになるまでの数か月間、毎日規則正しく日中活動ができる場所、居場所や行き場所になるところがあるのとないのとでは、心身の状態や生活リズムを維持するうえで、大きな開きがある。

その意味でも、本事業の試みは、矯正施設退所者や住居喪失者(ホームレス)に対する支援というだけでなく、障がい福祉にとっても必要な課題を提起するものになったのではないかと思う。

だが、事業という形で実施したことで、課題もまた浮かび上がった。

【課題 1】「参加を継続して支える基盤」の確保。

本事業参加者の平均参加期間は 101 日と、当初想定の「一人平均 3～4 か月間」と妥当なラインだったと考えているが、参加者総数は依頼数 12 人・参加者数 10 人であり、当初想定の 20 人を大きく下回った。原因は、当法人の「受け入れキャパシティー」が不足していたことにある。それは、本事業で受け入れることができる力の不足ではなく、事業参加を継続して支える基盤の不足である。

事業の主な対象者を手帳を持たない「触法」「ホームレス」障がい者にしたとき、事業参加を継続して支えるためには、必ず住まいと生活費を確保しなければいけない。就労継続支援 B 型と同じ工賃基準の作業では、とうてい入居初期費用や生活費をまかなえる金額は支払えないからだ。

だが、更生保護施設の入所期間は原則 3 か月であり、障がい福祉サービスの利用が可能になるまで長期に本事業に参加してもらうためには、退所後は生活保護を受けてもらうしか現実には方法がない。しかし、住まいがない人への入居初期費用の支給は、各自治体で厳しくなってきている。矯正施設を退所したり、ホームレス状態の人の多くは、生活保護施設（大阪市ではホームレス自立支援センターも）に入るしか方法がなくなってきている。

事業参加者のうち更生保護施設からの退所者 1 名と、ホームレス状態からの 1 名は、支援ハウスで生活保護を申請して受給することで、手帳取得までの長期の参加を可能にできた。保護費のうちの一定額と作業工賃を積み立てることで、転居費用をまかなって部屋を構えることもできた。だが、それまでには 6 か月～9 か月を要した。

支援ハウスは本来、就労自立のための支援が主たる目的であるため、そこで生活保護を申請することは例外である。しかも「生活再建のための仮住まい」「シェルター」であるため、利用者から家賃はもらっていない。生活保護を受けても、入居期間中は生活扶助と医療扶助のみで、住宅扶助は支給されていない。そのため支援ハウスを維持する資金は、自主財源からの持ち出しや助成金、一時生活支援事業利用時の自治体からの宿泊委託費等で何とかやりくりしている。

そうした事情から、数室しかない支援ハウスの居室を、本事業の利用者だけで占めてしまうことはできなかった。

このことが結果的に、矯正施設からの退所者やホームレス状態の人の参加を、広範な支援機関等から募ることを、心理的に抑制させてしまった側面は否定できないと考えている。本事業の資金を確保するだけでなく、「参加を継続して支える基盤」を確保する事業の資金もまた十分に確保しなければ、本事業もまた十分に展開できないことが課題として浮かび上がった。

【課題 2】安定した参加をどうやって支えるか。

この課題は、手帳を取得しての障がい者雇用であれ、そうではない「一般雇用」であれ、はたまた就労継続支援事業など障がい福祉サービスへの参加であれ、絶えず課題として浮上してくる。

本事業に心裡検査受診前から参加した 2 名は、両名とも参加後 6 か月前後から参加が不安定になった。当初は朝からしっかり出てこれていたのが、4～5 か月を過ぎたあたりから朝起きるのが遅くなり、朝礼に間に合わなかったり、午前中出てこれない日が多くなり、やがて昼からさえきちんと参加できなくなってしまった。

2 人に共通するのは、服薬と生活リズムの課題だ。
一人はこれからの生活や就労活動への不安感から眠れなくなって服薬を始めたが、薬をどんなに変更・調整してもらっても、夜に睡眠導入剤を飲んでも朝方まで寝つけない。結果夕方近くになってようやく起き上る生活になった。また起きた後も頭のふらつきや気分の悪さが抜けず、日常生活に支障をきたすようになってしまった。
もう一人は服薬がきちんとできていない。その結果なのかどうかはわからないが、彼もまた午後になってようやく起き上がる生活リズムになってしまった。
2 人とも、昼前に職員が部屋まで起こしに行って目覚めると、何とか午後から参加することはできるが、起こしに行かないと午後も終了時間まで半分を過ぎたあたりからようやく顔を出すか、出てこれない状態になる。

もちろん、何のために参加するのか、参加して何が得られるのか、というモチベーションの問題はある。だがそれは参加する中でしか見いだせないのも現実だ。彼らが陥った状態は、引きこもり問題とも共通性があるのかもしれない。大阪希望館が行っている就労継続支援 B 型に（手帳取得前から参加し、就労移行支援の期間も含めて）4 年半参加している 30 代の男性も、上記の 2 人と同じような過程を経て、同じような状態をまだ抜け出せていない。大阪希望館で金銭管理を行っており、生活費を渡す週 2 日だけやっと昼から出てくる状態が続いている。

上記の 2 人については、報告書作成段階においては、一人はさほど状態は改善しておらず、もう一人は医師の許可を得て服薬を中断したことで、起きた後の気分の悪さや頭のふらつきは解消されて、とりあえず日常生活のリズムを何とか取り戻せる状態になっている。

〔C、実施に至る経緯〕

なぜ本事業をおこなったのかを正確に伝えるためには、そこに至る経緯を伝える必要がある。

1、大阪希望館の設立と支援事業の開始

2009 年度に事業を始めた大阪希望館（法人設立は 2012 年）は、当時「ネットカフェ難民」等と呼ばれた、住まいと仕事を失ってホームレス状態に追いやられた主に 20 代～40 代の若者の生活再建と人生の再出発を支援するために、いくつかの事業を行ってきた。

民間版のホームレス自立支援センターともいえる「支援ハウス」で 3～9 か月間無料で仮住まいを提供しながら、生活リズムと働く意欲を持ち続けると同時に生活費の提供にもなる作業訓練の実施や、生活相談・求職活動支援（履歴書用写真の提供や面接用スーツ・プリペイド携帯電話等の貸し出しも含む）・給料の金銭管理と住まい探しなどのサポートをおこなってきた。

2、目立ち始めた「障がいボーダー」層の存在

そうした支援を行っていく中で、求人状況の回復とともに目立ち始めた人たちがいた。

2008 年のリーマンショック以前であれば、派遣やアルバイトなどの非正規雇用である程度労働市場に吸収されていた「知的障がいや発達障がいとのボーダー層」「軽度の精神疾患」の若者たちである。「生きづらさ」と呼ばれるものの一つでもあるだろう。彼ら彼女らは、回復しつつあった労働市場に以前のようには吸収されにくく、また吸収されても離職に追いやられやすくなっているのが、支援現場の実感になっていった。

それは単純に「面接が通らない」「解雇や人員整理された」形であらわれるのではない。「仕事が長続きしない」形で現れることが多い。直接的に当人が表現する理由は、職場の人間関係のしんどさや、要求される仕事内容についていけないことだが、その背景には、職場に余裕がなくなったこと、企業が要求する仕事上の能力が広く高くなったことがあるのではないか。

大阪希望館は、人が社会とつながり自分が存在する意味を見出すうえで、働くことは大きな位置を占めると考えている。つまり、自分に誇りを持てるかという尊厳にかかわるものだ。少しでも、働くこと、働き続けることを前に進めるためには、一般的な就労・就職ルートで支援するだけでなく、障がい者支援制度が使えそうな人には障がい者雇用など「会社が配慮を求められる働き方」も用意して支援する必要があるのではないか。つまりは就労ルートの多様化である。

3、元ホームレスの単身中年障がい者も支える就労系障がい福祉事業の開始

そうした問題意識から、2015 年度に就労系の障がい福祉事業である就労移行支援事業（2017 年度からは就労継続支援 B 型との多機能型）を始めた。

おもに対象にしたのは、生活保護などでホームレス状態を抜け出してから障がい認定を受けた単身者、40・50 代と年齢が高めなので若い人が多い事業所には行きにくい中年層、生活リズムや精神的に毎日行くのが難しい若者層など、支えてくれる家族がいない人や他の事業所には行きにくい人たちだ。

特に、ホームレスや生活困窮から居宅生活に移った単身中年層でも療育や精神の手帳を取得できる人が増えたが、依然家族による支援が前提になる福祉事業所が大半であったため、その人たちに適した就労系の障がい福祉事業所を開設したかった。

そこでは手帳を持っていない、あるいは申請中の人も受け入れて支援してきた。

なぜなら、支えてくれる家族がいない人にとっては、日中活動の場が「居場所」にな

るとともに、働く意欲を持ち続けるための支えとなる。そうであるなら、支援制度を利用するために必要な「受給者証」を持っている人だけでなく、可能な限り「まだ受給者証発行に必要な認定調査がされていない人」「(障がい者)手帳は申請したがまだ発行されていない人」「自立支援医療の受給が決まっていない人」も、さらには「手帳の申請も療育判定や心裡検査もまだの人」まで受け入れられる事業所にしていこうと考えた。

手帳では申請から発行まで 3 か月近く、自立支援医療でも申請から決定まで 2 か月前後、それに加えて発行後の認定調査まで 1 か月前後、それだけで 3〜4 か月ほどタイムラグが生じるうえ、さらに療育判定や心裡検査待ち、精神科初診から手帳申請まで 6 か月が加われば、必要な人にゆうに半年以上支援が届かないことになるからだ。

4、障がい福祉事業と住居喪失者支援を結びつける(手帳を持っていない触法・ホームレス障がい者への制度外(手帳取得・サービス受給決定までの隙間)でのサポート)

障がい福祉事業を始めることによって、「支援ハウス」という仮住まいで支援する人たちにも、一般的な就労・就職ルートだけでなく、障がい者雇用もふくめて支援策を広げることができるようになった。

もちろんそれ以前から、必要な人には療育手帳や精神保健福祉手帳の取得を支援してきてはいた。しかし何よりむずかしいのは、療育判定や心裡検査などを受けてみようという気持ちになってもらうことだ。職場になじめなくてもうまくいかないことが多くても、今まで何とか断続的にであれ働けてきた人にとって、「手帳を持てる障がいがある」と判定されることは、認めがたいのが現実だ。障がいを疑われることに強い拒否感を持っている。療育判定や心裡検査で、ぎりぎり手帳の要件を満たさない結果を見てほっとする人を何人も見てきた。

以前は、働きだしても職場環境になじめない、続かないなどを繰り返してから、やっと判定や検査を受けることに同意する人がほとんどだった。

そのため、障がい福祉事業を開始当初から、仕事と住まいを失って支援ハウスに入った人などに対して、障がい認定や手帳を取得する前から作業に一緒に入ってもらいながら、療育判定や心裡検査を受け手帳を取得する支援を始めた。

手帳を持っていない(申請していない、精神科初診から 6 か月たっていないのでまだ申請できない、申請したが手帳がまだできていないなど)人、受給決定を受けてい

ない（就職先は決まっているので、受給決定が出るまでに障がい者雇用で働きだすなど）人 36 人に対して、同事業所において 1 か月～7, 8 か月間制度外で支援してきた。（うち 17 人は制度外支援のみ）

特に 2018 年度は、本事業の土台となった年であり、上記のうち、大阪府地域生活定着支援センターが支援する更生保護法人和衷会入所者（矯正施設退所者）1 名、困窮者総合相談支援室 Hippo と児童養護施設が支援する同施設退所者 1 名、その他大阪希望館の支援ハウス卒業者 2 名（うち 1 名は矯正施設退所者）や地域生活者 1 名を、居宅設置・療育・精神の手帳取得・サービス受給決定までの間、大阪希望館が運営する就労支援センター・ホープ・エッグに、約 3～6 か月間制度外で受け入れて支援した。（うち受給決定後にホープ・エッグ利用 2 名、他事業所利用 3 名）

本事業と同じスタイルで支援することで、ホープ・エッグ利用に至った 2 名は、現在も一人は障がい者雇用で、もう一人は障がい者雇用ではない雇用だが働き続けている。

〔D、これからの展望〕

2020 年度は、2019 年度のような独立した事業として組むことはできない。また、本事業のような取り組みが、他の事業所や行政施策に急速に広がっていくとはすぐには想定できない現実はある。しかし当法人が、支援ハウスとホープ・エッグを連動させて、触法・ホームレス障がい者や手帳を持たない障がい者等への就労支援を続けていくことはできる。

手帳を持たない障がい者や障がいボーダー層に対する支援は、生活困窮者支援制度や若者・引きこもり者支援制度だけが担えばいいのではない。障がい福祉制度自体がそこに手を差し伸べていかないといけない。そのことを、実際の取り組みを続けながら、障がい福祉事業を担う人たちや行政などに伝え続けていきたい。

〔参考資料１　一日の流れ〕

一日の流れ		
時間	項目	内容
～9:15	出勤	・着替えと出勤簿記入をしておきましょう
	身だしなみチェック	・「身だしなみチェック」をスタッフにチェックしてもらう
9:15～9:30	朝礼（ホープ・エッグと合同）	・「朝の挨拶」・今日一日の作業・訓練のスケジュール確認　・ラジオ体操 ・作業・訓練の準備
9:45～11:45	午前の作業・訓練	・スタッフの指示に従い決められた作業・訓練を行って下さい
11:45～12:00		※　午前中で終了の人は、「日報」・「工賃管理票」記入をしてスタッフの確認印をもらってください
12:00～13:00	昼休憩	・13時の 10分前には午後の作業が出来る準備を してておきましょう
12:45～13:00		※　午後から出勤の人だけ、昼礼です。
13:00～15:00	午後の作業・訓練	・スタッフの指示に従い決められた作業・訓練を行って下さい
15:10～15:15	終礼（ホープ・エッグと合同）	明日の作業・訓練の予定確認と出勤確認 「日報」「工賃作業管理表」の記入をし、スタッフに確認印をもらってください。 片づけし、着替えてあいさつをして帰りましょう。

〔参考資料２　作業内容〕

	9：45～11：45		13：00～15：00	
A	（市営住宅・淀川清掃）	12：00～13：00 昼休	内職作業	15：10～ 終礼
B	内職作業		（市営住宅・淀川清掃）	
C	内職作業		内職作業	

ただし、清掃作業は、月・水・金だけです。火・木・土は、内職だけです。
清掃作業は、ホープ・エッグと合同です。
内職作業は、ゴム製品の張り合わせ（自動車タイヤのパンク修理ゴム）、工具やパンク修理セットの箱詰めなどです。

〔参考資料３　事業図〕

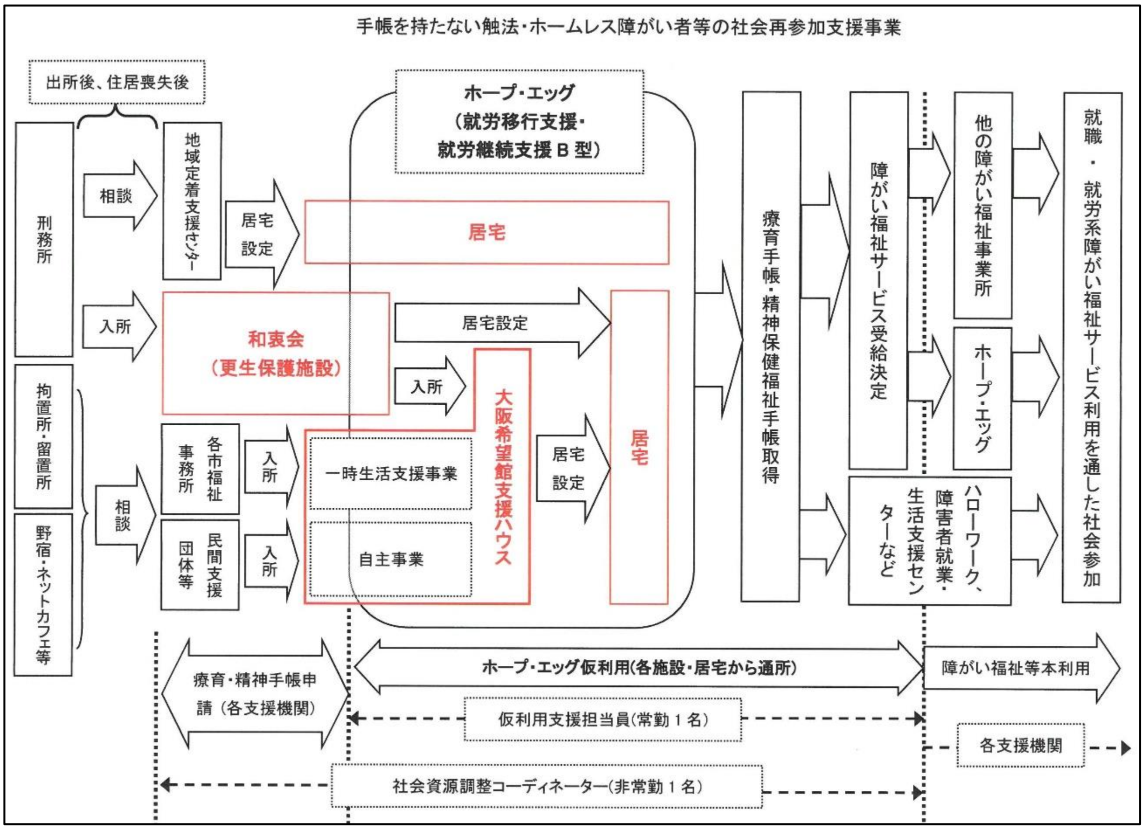

〔参考資料 4　支援ハウス入居者のうち障がいの可能性がある人の割合〕

（「大阪希望館だより 2029 年 7 月発行号」から）

非正規雇用リスクと学歴分断の背後に見えるもの

1、育ってきた家庭環境・家庭の経済状況

　また、非正規雇用リスクや学歴分断の背景には、家庭の経済的・環境的リスクが横たわっていると考えられます。生活保護家庭、ひとり親家庭や児童養護施設を経験してきた入居者も多くおり、その比率は世間一般の比率よりもかなり高いと考えられます。

2、障がいの可能性を感じる入居者の増加

　この数年、リーマンショック後の大不況から抜け出して雇用状況が好転し、住居喪失者の全体数が減っていく中で、目立つようになってきたのは、障がいの可能性を感じる相談者・入居者です。発達障がいや知的障がいの境界域、精神疾患を抱える若年層です。彼ら彼女らのほとんどは、手帳を持つなどの公的支援制度に入っていません。また検査を受けても手帳を取得できるとは限らない人たちも含まれています。今よく言われている「生きづらさ」と呼ばれるものと同じかもしれません。

　2018 年度の支援ハウス入居者 75 人のうち、障がいの手帳を持っている人は 1 割に届きませんが、精神科通院歴や知的障がいや発達障がいの可能性が見受けられる人を合わせると、半数を超えています。

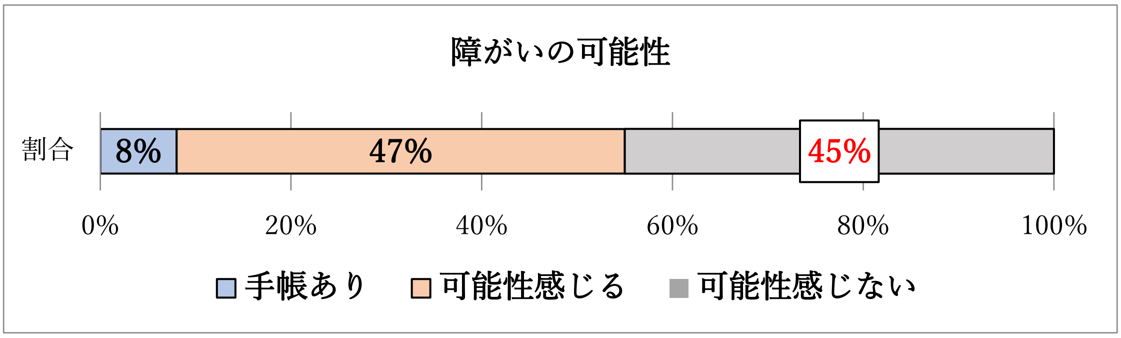

◆　精神・療育・身体の手帳保持　6(8%)、手帳はないが精神科通院歴や依存症・知的もしくは発達障がいの可能性を感じる人 35(47%)。

　原因としては次の 2 つが考えられます。

　① リーマンショックの後、派遣や非正規も採用基準がきびしくなり、同時に多岐に

わたる技能を求められるようになってきました。それにより、障がい境界域の人たちの中で、派遣や非正規で働く人たちが、そこからもはじかれやすくなったからです。貯蓄ができるほどの賃金はもらえていないので、仕事を続けられなくなれば、すぐに家賃を滞納して住居喪失に追いやられてしまいます。

② いま生活再建支援で最大の困難課題は、若年層では、仕事を見つけること以上に、仕事を続けることの困難さにあります。その原因の一つとして、障がい要因に注目せざるを得なくなったからです。

〔参考資料 5　申請事業内容〕

1、制度および社会資源の利用支援

①　矯正施設の入所経験、住居喪失やホームレスの経験があるなど、社会への再参加に不利な条件を有しているうえ、知的障がいや発達障がい・精神障がい等を有するかボーダーラインにあり、一般雇用への参入と定着に困難があるが、障がい者関係の手帳等を持っていないため、障がい福祉制度による支援策を受けることができない状態にある人に対して、“大阪希望館の支援ハウスへの一時入居を含めた住居確保や医療受診・日常生活支援・生活保護申請支援”（“　”については、本事業とは別事業）などと並行して、障がい判定、手帳及びサービス受給決定、事業所探し等の制度につなげる支援を、各団体が連携しておこなう。

②　社会資源調整コーディネーター（非常勤）1 名を配置し、対象者 20 人に対して、4 か月～1 年程度、制度利用に向けたサポートをおこない、うち８割（16 人）を手帳等の取得後に、就労系障がい福祉制度または障がい者就業・生活支援センター、障がい者職業センター等の就労支援機関の利用につなげる。制度利用にあたっては、大阪希望館が運営する就労支援センター・ホープ・エッグに偏らないよう、仮利用者の意向と連携機関との協議に基づいて、それぞれに適した事業所や支援機関につながるよう留意する。

コーディネーター＝・調整会議の開催（連携各団体との事業運営や支援の調整）
・個別ケース会議の開催（支援担当者同士の情報共有）
・利用者と支援担当者間の調整
・利用できそうな社会資源や支援策（日常生活支援事業＝公的な金銭管理支援、医療受診や訪問看護、大阪希望館支援ハウスなどの仮住まいや救護施設への入所、居宅設置など）の提案や申請同行等。

（大阪市においては、療育手帳取得では、最低でも、療育判定の申し込みから実施日まで約 2～

３か月+判定後手帳交付まで１〜２か月、手帳取得後障がい福祉サービスの受給決定日まで１ヶ月の４〜６か月程度を要する。精神保健福祉手帳では、初診日から６か月経過した後でないと手帳申請ができないため、通常６か月+３か月の９か月程度を要するし、自立支援医療の受給決定をベースにサービス受給申請をした場合でも、初診から４〜６か月程度を要する。）

③　2019年４月〜2020年３月にかけて随時。

④　・大阪市北区、都島区、淀川区、東淀川区など、大阪希望館・和衷会などの隣接区域。
・豊中市、吹田市、守口市、東大阪市など、大阪希望館に入居受け入れを依頼した自治体からの一時生活支援事業利用者。
・大阪市西成区、浪速区、阿倍野区など、困窮者総合相談支援室 Hippo.が生活支援を行っている対象者が居住する区域。

⑤　対象者数約20人。対象者=矯正施設の入所経験、住居喪失やホームレスの経験があるなど、社会への再参加に不利な条件を有しているうえ、知的障がいや発達障がい・精神障がい等を有するかボーダーラインにあり、一般雇用への参入と定着に困難があるが、障がい者関係の手帳等を持っていないため、障がい福祉制度による支援策を受けることができない状態にある人

2、障がい福祉サービスに準じた就労支援

①　1、で掲げた対象者を、障がい福祉サービスの就労移行支援と就労継続支援Ｂ型の多機能型事業所である「就労支援センター・ホープ・エッグ（一般社団法人大阪希望館が設置）」に準じた内容（「仮利用」と表現する）で日中活動を支援することで、制度利用につながるまでの気持ちの張りと将来への意欲・希望の保持・増加、生活リズムと心身の安定化をはかる。

②　日曜祝日及び盆・正月休みを除く毎日、１日あたり５〜８名程度に、地域内の道路・河川敷・公営住宅等の簡易な清掃、および内職作業等に参加してもらう。仮利用支援担当員（常勤）１名を配置し、作業参加をサポートするとともに、個別支援計画の作成や生活や就労上の相談おこない、心身・意欲の安定をサポートする。（支援員の配置基準が、就労移行支援が６：１、就労継続支援Ｂ型が7.5：１であるため、それに準じる）

③　仮利用時間は、９時15分から15時10分（12時から13時は休憩、週１日は午前のみ）のあいだで、それぞれの仮利用者の状態に合わせて利用回数・時間を決める。仮利用者には、障がい福祉サービス利用者と同等の作業工賃（内職及び清掃等、月20日午前午後とも参加した場合の概算額12,000〜15,000円）を、売上を財源として支払う。

④　就労支援センター・ホープ・エッグが入居している「旧天神橋温泉」（大阪市北区天神橋7-13-14）の女湯側脱衣場部分約 50 ㎡（ホープ・エッグは男湯側）

3、連携した支援の推進

A、　調整会議

①　事業全体の構成・運営状況の確認と調整、連携団体間および社会資源活用に関する調整等をおこなう。

②⑤　構成メンバー　　実施団体（一般社団法人大阪希望館）代表理事・事務局長・社会資源調整コーディネーター　＋　連携団体の本事業の管理者。６人程度。

③　３ヶ月に１回（5、9、12、３月予定）２時間程度。全４回。

④　大阪希望館事務所または旧天神橋温泉

B、　担当者会議・利用者別ケース会議

①　支援対象者（仮利用者）の支援計画、状況把握、支援の調整等、個別の利用者にかかわる情報共有と調整をおこなう。

②⑤　構成メンバー

（担当者会議）社会資源調整コーディネーター・仮利用支援担当員・連携団体の担当支援員の合計６人程度。

（利用者別ケース会議）仮利用支援担当員・当該利用者に関わる連携団体の担当支援員・その他の支援者。3～5 人程度。

③　（担当者会議）２ヶ月に１回（原則奇数月）２時間程度。全６回。
（利用者別ケース会議）各団体別に２ヶ月に１回２時間程度。全６回。
必要に応じて、両会議を兼ねることができる。

④　大阪希望館事務所または旧天神橋温泉

一般社団法人
大阪希望館

就労支援センター・ホープ・エッグ

福祉サービス：就労移行　就労A型　就労B型　自立支援　地域活動　その他

作業内容：その他

最寄駅	地下鉄堺筋線／谷町線「天神橋筋六丁目」北へ約5分
電話	06-6358-0705
FAX	06-6358-0706
メール	kiboukan@kiboukan.or.jp
担当者	沖野 充彦・西川 千津子

▲ 北区天神橋7-13-14

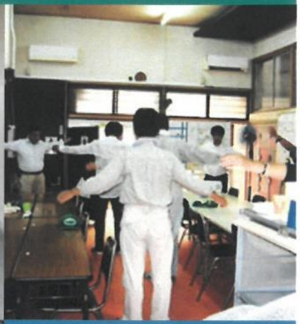

事業所の特徴

　廃業した銭湯を活用しているので、開放感があります。屋外の清掃作業と建物内の軽作業、地域貢献活動などを通じて、生活リズムと体力、社会人力（協調力や共同力）を整え、はたらくための土台をつくることに力を入れています。屋外作業・屋内作業どちらかだけからでも、また週2～3日半日ずつから週6日全日利用まで、さまざまな設定が可能です。自分ができるところから参加できます。

作業内容の説明

清掃作業（周辺道路・河川敷・市営住宅・マンション）軽作業、内職（ゴムのはりあわせ・袋づめ・シールはがし・シールはり）/ ビジネスマナー・面接練習・PC練習 / グループワーク / 地域貢献（タバコポイ捨て防止キャンペーンやふれあい喫茶設営などの手伝い・住民から頼まれた部屋の片づけや草刈りなど）

就労支援センター

ほっぽ地蔵

スタッフ事務所

面談室

【朝礼】
・あいさつ
・一日のスケジュール
・作業の注意事項

【ラジオ体操　第１】

今日も一日、

よろしくお願いいたします！

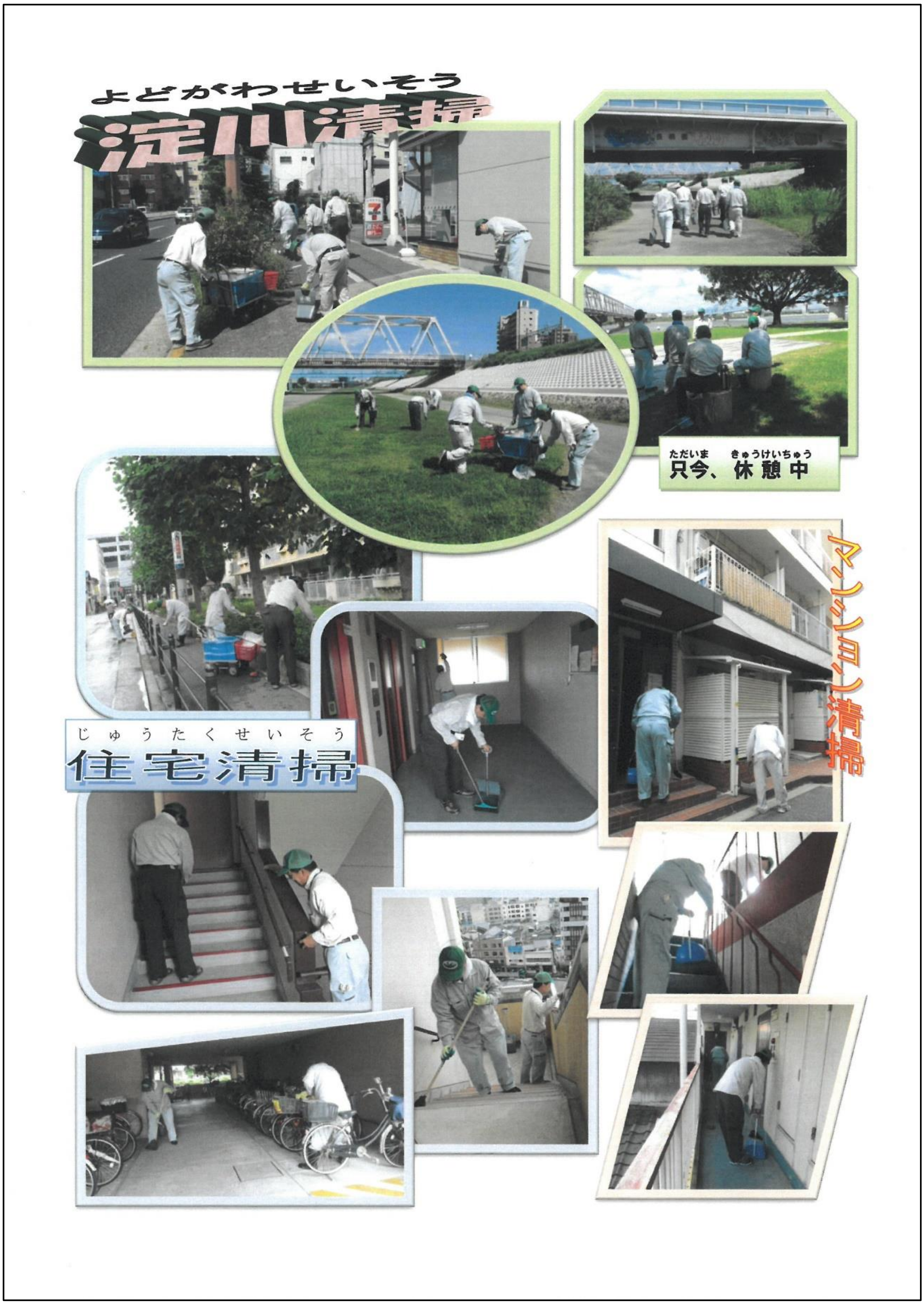
よどがわせいそう
淀川清掃
ただいま　きゅうけいちゅう
只今、休憩中
じゅうたくせいそう
住宅清掃
マンション清掃

ないしょく
内職

はたけさぎょう
畑作業

れんしゅう
パソコン練習

まちかどそうだん
まちかど相談

公園の草刈り

ビジネスマナー（発声練習）

1，障がいの可能性はあるが手帳を申請していない、
2，手帳は申請したがまだできていない、などの方の
日中活動と制度利用をサポートします。

2019 年度独立行政法人福祉医療機構・社会福祉振興助成
「手帳を持たない触法・ホームレス障がい者等の社会再参加支援事業」

道路・河川敷・市営住宅の清掃

地域の手伝い

内職作業

清掃作業だけ、内職だけ、でも OK です。

〔開所日：祝日除く月曜～土曜〕

あさ 9：15　朝礼

9：45～11：45　午前中の作業

ひる 12：00～13：00　ひるやすみ

13：00～15：00　午後の作業

15：10　終礼

◆週 2 日や 3 日でも、半日だけでも、希望に沿った利用ができます。

〔サポート内容〕

1．作業を提供して工賃を支払います。
（月20日参加で、約8,000～12,000円。出来高によって変わります。）

2．交通費は半額（片道分）補助します。

3．支援計画をつくり、手帳（療育・身体・精神）取得や、障がい福祉サービス利用の申請を、お手伝いします。

〔実施者〕一般社団法人　大阪希望館

作業場所は、**就労支援センター・ホープ・エッグ**（障がい福祉の就労移行支援と就労継続支援B型の多機能型事業所）が入っている建物です。

[ホープ・エッグ]大阪市北区天神橋 7－13－14　（地下鉄・天神橋筋 6 丁目から北へ約 7 分）
[電話]06－6358－0705　[Fax]06－6358－0706　[email]　kiboukan@kiboukan.or.jp

＊支援機関・相談先を通してお電話ください。

1、利用期間の目安は3ヶ月～6ヶ月です。（延長も可能です）

2、2～3週間の体験利用もできます。

3、就労継続支援B型に準じたサポートをおこないます。社会資源調整コーディネーター（非常勤1名）と仮利用担当支援員（常勤1名）を配置して、サポートにあたります。

4、手帳取得・サービス受給決定後は、ひとりひとりに適した事業所を一緒に探します。（ホープ・エッグだけなど、偏った事業所選びはしません。）

5、2ヶ月に1回ケース会議を行い、支援者との情報共有をはかります。

地域貢献作業

内職作業

地域の道路清掃

〔就労支援センター・ホープ・エッグ〕

2015年5月に就労移行支援として開設。
2017年6月から多機能型事業所に。
（定員：就労移行9名、就労継続B型11名）